別紙様式１－１

年　　月　　日

輸出錦鯉衛生証明書発行申請書

広島県立総合技術研究所

　水産海洋技術センター長　様

申請者住所

申請者氏名

（代表者名）

　「広島県輸出錦鯉衛生証明書発行要領」に基づき、下記輸出錦鯉に係る衛生証明書の発行を、添付書類を添えて申請します。

なお、証明書発行機関及び証明者に対し、何らかの請求を行う権利を有しないことを確約します。

１　輸出錦鯉の詳細

(1)　輸出先（国、地域名）

　 　 　（名　 称）

（住 所）

（電 話）

(2)　輸出者（名　　 称）

　 　 　（住　　 所）

（代表者名）

　 (3)　輸出する錦鯉の養殖施設　　　（施設名）

（施設番号）　広島県　　　　号

　　　　　　生産池からの出荷日

 (4)　輸出日及び輸送便名等

　　　　　　　　　年　　月　　日　　時　　分　　　空港発　　　　便名

　　　　　　　　　年　　月　　日　　時　　分　　　空港着

(5)　輸出尾数等

　　　　　(合計) 　　　　　 　尾　（内訳）当歳魚　　　　　尾　　５歳魚　　　　　尾

　　　　　　　　 　　　 　　　箱　　　　　２歳魚　　　　　尾　　６歳魚　　　　　尾

　　　 　　　㎏　　　　　３歳魚　　　　　尾　　その他　　　　　尾

４歳魚　　　　　尾

(6)　その他

国境検疫所（BIP）

Ａ Ｗ Ｂ 番 号

インボイス番号

　輸入許可番号

包装の資材名 　　　　　　　　　　　　（　新品　・　その他　）

　　　　　希望発行年月日

２　誓約事項

表記の輸出錦鯉に関して、次の事項を誓約する。

（１）１の記載事項が正しいこと。

（２）調査の必要があると認められる場合には、関係者が立ち会い、貨物の開梱等を行うことを承諾すること。

（３）衛生証明書を受け取った際は、衛生証明書中の記載事項を確認し、その記載事項が申請書の記載事項と異なる場合は、証明書発行機関にその旨を申し出ること。

（４）対象疾病による外観上の異状が認められず、かつ、輸出までの間、衛生状態の異なる水産動物と接触させない方法で衛生的に管理すること。

注：本申請書に以下の書類を添付し、水産海洋技術センターに提出すること。

ア　輸出錦鯉の生産証明書（別紙様式２）

イ　錦鯉搬送票（別紙様式３）の写し（他のリスト登載養殖場からの導入があった場合）

ウ　インボイス、必要に応じてヘッドレターなど

エ　対象疾病に関する最新の検査結果の写し（ただし、衛生証明書発行機関が検査結果を了知している場合は、この限りではない。）

|  |
| --- |
| 消込区分 |
| 金　　額円 |
| 領 収 印 |

別紙様式１－２

年　　月　　日

台湾向け輸出錦鯉の衛生証明書発行申請書

　広島県立総合技術研究所

　水産海洋技術センター長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者氏名

（代表者名）

　「広島県輸出錦鯉衛生証明書発行要領」に基づき、下記輸出錦鯉に係る衛生証明書の発行を、添付書類を添えて申請します。

　なお、証明書発行機関及び証明者に対し、何らかの請求を行う権利を有しないことを確約します。

１　輸出錦鯉(Cyprinus carpio)の詳細

(1)　輸出先（名　　 称）

（住　　 所）

（電　　 話）

(2)　輸出者（名　　 称）

　 　 　（住　　 所）

（代表者名）

(3)　輸出する錦鯉の養殖施設　（施設名）

（施設番号） 　広島県　　　　　号

 生産池からの出荷日

(4)　輸出日及び輸送便名等 　　年　　　月　　　日 便名

 空港 発

 空港 着

(5)　輸出尾数等

　　　　　　(合計) 　　　　　 　尾　（内訳）当歳魚　　　　　尾　　５歳魚　　　　　尾

　　　　　　　 　 　　　 　　　箱　　　　　２歳魚　　　　　尾　　６歳魚　　　　　尾

　　　 　　　㎏　　　　　３歳魚　　　　　尾　　その他　　　　　尾

４歳魚　　　　　尾

　　　（用途） ☑養殖・飼育用　　□食用

(6)　輸出錦鯉は第三国から輸入後３ヶ月以内の輸出

□ 該当しない

□ 該当する（第三国政府発行の証明書又はその写しを添付すること。）

(7)　その他

　　　　希望発行年月日

２　誓約事項

　　表記の台湾向け輸出錦鯉に関して、次の事項を誓約する。

(1) １の記載事項が正しいこと。

(2)　関税法（昭和29年法律第61号）第２条第１項第４号の「内貨貨物」であること。

(3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い、貨物の開梱等を行うことを承諾すること。

(4)　対象疾病による外観上の異常が認められず、かつ、輸出までの間、衛生状態の異なる水産動物と接触させない方法で衛生的に管理すること。

(5)　衛生証明書を受け取った際は、衛生証明書中の記載事項を確認し、その記載事項が申請書の記載事項と異なる場合は、証明書発行機関にその旨を申し出ること。

(6)　輸出水産動物は、清浄な登録水域・養殖場以外の登録水域・養殖場で採取され、輸出の都度輸出前30日以内の検査機関による検査において、その検査結果が陰性であること。（輸出水産動物が正常な登録水域・養殖場以外の登録水域・養殖場由来の場合）

(7)　輸出水産動物が採取された清浄な登録水域・養殖場は、遵守事項を履行していること。（輸出水産動物が清浄な登録水域・養殖場由来の場合）

(8)　輸出前14日間は登録水域・養殖場で飼育され、その登録水域・養殖場では少なくとも輸出前３ヶ月間は、伝染性疾病及び原因不明による大量死亡が発生していないこと。

(9)　輸出される錦鯉については、飼育している養殖場は、輸出錦鯉の衛生証明書等発行等に関する取扱要領に基づくリスト登載養殖場であり、遵守事項を履行し、清浄な水域・養殖場として登録されていること。

注：本申請書に以下の書類を添付し、水産海洋技術センターに提出すること。

ア　輸出錦鯉の生産証明書（別紙様式２）

イ　錦鯉搬送票（別紙様式３）の写し（他のリスト登載養殖場からの導入があった場合）

ウ　インボイス

エ　対象疾病に関する最新の検査結果の写し（ただし、衛生証明書発行機関が検査結果を了知している場合は、この限りではない。）

|  |
| --- |
| 消込区分 |
| 金　　額円 |
| 領 収 印 |

別紙様式１－３

年　　月　　日

中国向け輸出錦鯉衛生証明書発行申請書

広島県立総合技術研究所

　水産海洋技術センター長　様

申請者住所

申請者氏名

（代表者名）

「広島県輸出錦鯉衛生証明書発行要領」に基づき、下記輸出錦鯉に係る衛生証明書の発行を、添付書類を添えて申請します。

なお、証明書発行機関及び証明者に対し、何らかの請求を行う権利を有しないことを確約します。

１　輸出錦鯉の詳細

(1)　輸出先（名　　 称）

（住　　 所）

（電　　 話）

(2)　輸出者（名　　 称）

　 　 　（住　　 所）

（代表者名）

(3)　輸出する錦鯉の養殖施設（施設名）

（中国向け施設番号） 　広島県　　　　　号

 生産池からの出荷日

(4)　輸出日及び輸送便名等 　 年　　月　　日 便名

 空港 発

 空港 着

(5)　輸出尾数等

　　　　　　(合計) 　　　　　 　尾　（内訳）当歳魚　　　　　尾　　体長　　　　　㎝

　　　　　　　 　 　　　 　　　箱　　　　　２歳魚　　　　　尾　　体長　　　　　㎝

　　　 　　　㎏　　　　　３歳魚　　　　　尾　　体長　　　　　㎝

４歳魚　　　　　尾　　体長　　　　　㎝

５歳魚　　　　　尾　　体長　　　　　㎝

６歳魚　　　　　尾　　体長　　　　　㎝

その他　　　　　尾　　体長　　　　　㎝

(6)　その他

　　　　希望発行年月日

２　誓約事項

　　上記の錦鯉に関して、次の事項を誓約する。

(1)　１の記載事項が正しいこと。

(2)　輸出錦鯉を飼育している養殖施設は、中華人民共和国向けに輸出錦鯉の衛生証明書発行に関する取扱要領に基づく中国向けリスト登載養殖施設であり、登載の際の遵守事項を遵守していること。

(3)　輸出錦鯉を飼育した当該養殖施設においては、過去２年間、飼育錦鯉において、通常を上回るまとまった死亡は発生していないこと。また、出荷前の３ヶ月間、原因不明の異常死はないこと。

(4)　輸出の際は、包装箱の上に日本語と中国語で輸出錦鯉の種名と数量及び養殖施設の名称、住所および連絡先を明記すること。ラベルは防水仕様とし、剥がれにくく、目立つものとすること。また、包装袋／箱、輸送工具は、新品であるか、都道府県指導の下、有効に消毒されているものを使用すること。輸送水は他の水生動物の抵触の無い清浄な水か都道府県指導の下、有効に消毒されているものを使用すること。

(5)　調査の必要があると認められる場合には、関係者が立ち会い、貨物の開梱等を行うことを承諾すること。

(6)　衛生証明書を受け取った際は、衛生証明書中の記載事項を確認し、その記載事項が申請書の記載事項と異なる場合は、証明書発行機関にその旨を申し出ること。

(7)　指定疾病による外観上の異常が認められず、かつ、輸出までの間、衛生状態の異なる水産動物と接触させない方法で衛生的に管理すること。

注：本申請書に以下の書類を添付し、水産海洋技術センターに提出すること。

ア　輸出錦鯉の生産証明書（別紙様式２）

イ　錦鯉搬送票（別紙様式３）の写し（他のリスト登載養殖場からの導入があった場合）

ウ　インボイス

エ　対象疾病に関する最新の検査結果の写し（ただし、衛生証明書発行機関が検査結果を了知している場合は、この限りではない。）

　　オ　サンプリング作業報告書の写し

|  |
| --- |
| 消込区分 |
| 金　　額円 |
| 領 収 印 |

別紙様式１－４

年　　月　　日

韓国向け輸出錦鯉の衛生証明書発行申請書

　広島県立総合技術研究所

　水産海洋技術センター長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者氏名

（代表者名）

　「広島県輸出錦鯉衛生証明書発行要領」に基づき、下記輸出錦鯉に係る衛生証明書の発行を、添付書類を添えて申請します。

　なお、証明書発行機関及び証明者に対し、何らかの請求を行う権利を有しないことを確約します。

１　輸出錦鯉(Cyprinus carpio)の詳細

(1)　輸出先（名　　 称）

（住　　 所）

（電　　 話）

(2)　輸出者（名　　 称）

　 　 　（住　　 所）

（代表者名）

(3)　輸出する錦鯉の養殖施設　（施設名）

（施設番号） 　広島県　　　　　号

生産池からの出荷日

(4)　輸出日及び輸送便名等 年　　月　　日 便名

 空港 発

 空港 着

(5)　輸出尾数等

　　　　　　(合計) 　　　　　 　尾　（内訳）当歳魚　　　　　尾　　５歳魚　　　　　尾

　　　　　　　 　 　　　 　　　箱　　　　　２歳魚　　　　　尾　　６歳魚　　　　　尾

　　　 　　　㎏　　　　　３歳魚　　　　　尾　　その他　　　　　尾

４歳魚　　　　　尾

　　　（用途） ☑養殖・飼育用　　□食用

　　　　 　（梱包のタイプ）

(6)　その他

　　　　希望発行年月日

２　誓約事項

　　表記の韓国向け輸出錦鯉に関して、次の事項を誓約する。

(1) １の記載事項が正しいこと。

(2)　関税法（昭和29年法律第61号）第２条第１項第４号の「内貨貨物」であること。

(3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い、貨物の開梱等を行うことを承諾すること。

(4) 衛生証明書を受け取った際は、衛生証明書中の記載事項を確認し、その記載事項が申請書の記載事項と異なる場合は、証明書発行機関にその旨を申し出ること

(5) 韓国が指定する対象疾病が現に発生していない養殖場又は漁獲水域に由来すること。

(6) 対象疾病による外観上の異常が認められず、かつ、出荷までの間、衛生状態の異なる水産動物と接触させない方法で衛生的に管理すること。

注：本申請書に以下の書類を添付し、水産海洋技術センターに提出すること。

ア　輸出錦鯉の生産証明書（別紙様式２）

イ　錦鯉搬送票（別紙様式３）の写し（他のリスト登載養殖場からの導入があった場合）

ウ　インボイス

エ　対象疾病に関する最新の検査結果の写し（ただし、衛生証明書発行機関が検査結果を了知している場合は、この限りではない。）

|  |
| --- |
| 消込区分 |
| 金　　額円 |
| 領 収 印 |

別紙様式２

年　　月　　日

輸 出 錦 鯉 生 産 証 明 書

広島県立総合技術研究所

水産海洋技術センター長　様

リスト登載養殖場（施設）：

住所 ：

代表者氏名 ：

下記のとおり、当養殖場（施設）で生産された錦鯉であることを証明します。

輸出錦鯉の概要

　１　輸出先（国又は地域名）

　２　輸出日　　　　　　　　 　　年　　月　　日

３　生産池からの出荷日 　 　　 年　　月　　日

　４　輸出尾数

(合計) 　　　　　 　尾　（内訳）当歳魚　　　　　尾　　５歳魚　　　　　尾

　　　　　　　 　 　　　 　　　箱　　　　　２歳魚　　　　　尾　　６歳魚　　　　　尾

　　　 　　　㎏　　　　　３歳魚　　　　　尾　　その他　　　　　尾

４歳魚　　　　　尾

輸出業者の概要

　１　輸出業者の名称

　　　　　　　　住所

別紙様式３

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 発行番号： | 発行年月日： |
| 錦 鯉 搬 送 票 |
| 出荷年月日 |  |
| 出荷元の養殖施設のリスト登載番号 |  |
| 出荷元の養殖施設名 |  |
| 出荷元住所、電話 |  |
| 出荷元養殖業者名 |  |
| 出荷先の養殖施設のリスト登載番号 |  |
| 出荷先の養殖施設名 |  |
| 出荷先住所、電話 |  |
| 出荷先養殖業者名 |  |
| 数量及び寸法 | 全長（ｃｍ） | 数量 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 備　　考 |  |  |

　注１：リスト登載養殖場間における錦鯉の移動に限る。

　注２：錦鯉搬送票は、原本、写しの２通を作成し、次のように各々３年間保管する。

　　　　・写しは出荷元が保管

　　　　・原本は出荷先が保管

記入者（出荷元）の氏名

　　　　　別紙様式４－１

年　　月　　日

臨　床　症　状　観　察　報　告 書

広島県立総合技術研究所

　水産海洋技術センター長　様

住所

代表者氏名

　輸出錦鯉衛生証明書発行申請のあった輸出錦鯉について、下記のとおり報告します。

記

　　　　１　養殖施設の番号

　　　　２　申請施設の住所

　　　　３　養殖業者名

　　　　４　確認日・確認場所

　　　　５　輸出錦鯉の確認状況

　　　　　　　　臨床的な異常が認められない。　　　　　　　□

　　　　　　　　臨床的な異常が認められた。　　　　　　　　□

　　　　　　　　　　異常が認められた時の錦鯉の状況

検査員氏名

注．本証明書は、都道府県が委任した者が臨床症状の観察を行う場合に作成する。

別紙様式４－２

年　　月　　日

中国向け輸出錦鯉臨床症状観察報告書

広島県立総合技術研究所

　水産海洋技術センター長　様

住所

代表者氏名

　中国向け輸出錦鯉衛生証明書発行申請のあった輸出錦鯉について、下記のとおり報告します。

記

　　　１　養殖施設番号

　　　２　申請施設の住所

　　　３　養殖業者名

　　　４　確認日・確認場所

　　　５　輸出錦鯉の確認状況

　　　　・７日間の隔離飼育期間中の臨床的な異常の有無（　無　／　有　）

　　　　　　　異常が認められた場合の錦鯉の状況（肉眼的所見、斃死の状況等）

検査員氏名

注．本証明書は、都道府県が委任した者が臨床症状の観察を行う場合に作成する。

別紙様式５

年　　月　　日

広島県立総合技術研究所

　水産海洋技術センター長　様

申請者住所

申請者氏名

（代表者名）

輸出錦鯉衛生証明書の取消申請書

広島県輸出錦鯉衛生証明書発行要領７に基づき、　　　年　月　日に別添にて提出した輸出錦鯉衛生証明書発行の取消しを申請します。

＊別添として、取消しを希望する申請の申請書の写し又はその情報を記載したものを添付する